

登録研修機関の要件等について

登録研修機関に関する検討項目(一覧)

- 新通訳案内士法に基づく登録研修機関の要件や登録手続等について、他の類似する制度を参照しつつ、必要事項の検討を行う。

登録研修機関に関する検討項目

1. 全国通訳案内士の研修受講期間について
2. 研修機関の登録手続きについて
3. 登録研修機関に係る登録事項とその変更について
4. 更新期間について
5. 研修業務について
6. 研修業務規程について
7. 登録研修機関の休廃止について
8. 財務諸表等の作成等について
9. 帳簿の取扱いについて
10. 登録研修の引継ぎについて

1. 全国通訳案内士の研修受講期間について

- 全国通訳案内士が受講すべき研修期間について、国土交通省令で規定する。

新通訳案内士法

(研修)

第三十条 全国通訳案内士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、第三十五条から第三十七条までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する通訳案内に関する研修を受けなければならない。

2 前項の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

制度設計の方向性

期間は、5年間に1度は必ず受講しなければならないこととしてはどうか。

参考：附帯決議（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一・二 （略）

三 全国通訳案内士に対して義務づけされる定期研修について、有資格者にとって受講しやすいものとなるよう制度設計を行うとともに、無資格者に対しても有資格者が受講する研修受講を呼び掛け、訪日外国人観光客の急増に適切に対処すること。

四 （略）

2. 研修機関の登録手続きについて

- 登録研修機関の登録手続きに関する申請方法について、国土交通省令で規定する。

新通訳案内士法

(登録研修機関の登録)

第三十五条 第三十条第一項の登録は、**通訳案内研修の実施に関する業務**（以下「研修業務」という。）**を行おうとする者の申請により行う。**

(欠格条項)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十条第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、研修業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

別表（第三十七条関係）

科目	講師
一 この法律その他関係法令に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において民法若しくは行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二 実務に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 一 全国通訳案内士試験に合格した者であつて、全国通訳案内士の業務に五年以上従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

制度設計の方向性

- 申請に必要な書類は、旅行業法の事例（旅程管理研修を実施する登録研修機関）と同様にすることとしてはどうか。
- 旅行業法では、講師の氏名等を申請書に添付することとしているが、どう考えるか。

参考：旅行業法

1. 旅行業法に基づき、旅程管理研修を行う研修機関の登録を申請する場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することとしている。
 - 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 登録を受けようとする者が研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 登録を受けようとする者が研修業務を開始する日
2. 申請書には、次に掲げる書類を添付することとしている。
 - 一 申請者が法人である場合
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - 二 申請者が個人である場合
 - イ 住民票の写し
 - ロ 履歴書
 - 三 旅程管理研修の各科目について、それぞれ要件に定める講師により行われることを証する書類
 - 四 研修講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類
 - 五 申請者が欠格事項に該当しないことを証する書類

3. 登録研修機関に係る登録事項とその変更について

- 登録研修機関に係る登録事項やその変更に係る手続について、国土交通省令で規定する。

新通訳案内士法

(登録基準等)

第三十七条 観光庁長官は、第三十五条の規定により登録を申請した者の行う通訳案内研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 第三十条第一項の登録は、登録研修機関登録簿に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、**国土交通省令で定める事項**

(登録事項の変更の届出)

第四十条 登録研修機関は、第三十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

別表 (第三十七条関係)

科目	講師
一 この法律その他関係法令に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において民事法学若しくは行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二 実務に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 一 全国通訳案内士試験に合格した者であつて、全国通訳案内士の業務に五年以上従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

制度設計の方向性

登録研修機関に係る登録事項や変更手続については、旅行業法の事例（旅程管理研修を実施する登録研修機関）と同様にすることとしてはどうか。

参考
…
旅行業法

旅行業法における旅程管理研修を行う登録研修機関の登録簿に関する記載項目は以下のとおりとしている。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地
- 四 その他国土交通省令で定める事項
 - ①研修業務を行う事務所の名称、②研修業務の開始日

旅行業法において、登録研修機関の登録事項に変更があった場合は、以下の事項を記載した届出書を観光庁長官に届け出ることとしている。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

4. 更新期間について

- 登録研修機関の更新期間について政令で規定する。

新通訳案内士法

(登録の更新)

第三十八条 第三十条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

制度設計の方向性

期間は、3年ごとに更新を受けることとしてはどうか。

参考：旅行業法

旅行業法における登録研修機関については、3年ごとに更新を受けることとしている。

5. 研修業務について

- 登録研修機関が行う研修業務に関する基準について、国土交通省令で規定する。

新通訳案内士法

(研修業務の実施に係る義務)

第三十九条 登録研修機関は、公正に、かつ、第三十七条第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

制度設計の方向性

研修業務の基準について、旅行業法の事例（旅程管理研修を実施する登録研修機関）を参考に以下のとおりとすることとしてはどうか。

受講者：全国通訳案内士

回数：年1回以上

内容：

- ①研修時間等の研修の内容や研修方法が、作業部会の検討結果を踏まえて告示で定める基準に適合したものであること。
- ②作業部会の検討結果を踏まえて告示で定める基準に適合した教材を使用するものであること。
- ③講師は研修内容に関する受講者からの質問に対して、研修中に適切に応答すること。
- ④研修受講後に修了試験を行うものであること。
- ⑤④の修了試験に合格した者に対して、修了証明書を交付するものであること。
- ⑥地域通訳案内士や無資格者も研修を受講できるものであること。

参考：旅行業法

旅行業法において、登録研修機関が行う旅程管理研修の実施基準については、以下のとおりとしている。

- 一 旅行業に従事する者に対して、旅程管理研修を行うこと。
- 二 旅程管理研修を毎年一回以上行うこと。
- 三 登録研修科目の研修時間等の研修の内容及び研修の方法が、それぞれ観光庁長官が告示で定める基準に適合するものであること。
- 四 観光庁長官が告示で定める基準に適合する教材を使用するものであること。
- 五 登録研修講師は旅程管理研修の内容に関する受講者の質問に対し、旅程管理研修中に適切に応答すること。
- 六 観光庁長官が告示で定めるところにより旅程管理研修の修了試験を行い、当該試験に合格した者に対して、旅程管理研修の修了証明書を交付すること。
- 七 旅程管理研修を実施する日時、場所その他旅程管理研修の実施に関し必要な事項及び当該研修が旅程管理研修である旨を公示すること。

6. 研修業務規程について

- 登録研修機関が定める研修業務に関する規程（研修業務規程）の記載事項について、国土交通省令で規定する。

新通訳案内士法

（研修業務規程）

第四十一条 登録研修機関は、研修業務に関する規程（次項において「研修業務規程」という。）を定め、研修業務の開始前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 研修業務規程には、通訳案内研修の実施方法、通訳案内研修に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかななければならない。

制度設計の方向性

- 法律事項の他に研修業務規程に記載すべき事項について、旅行業法の事例（旅程管理研修を実施する登録研修機関）と同様にすることとしてはどうか。
- この他、各全国通訳案内士の研修受講状況を通訳案内士情報検索システムに反映させる方法についても記載。

参考：旅行業法

旅行業法において、登録研修機関が定める研修業務規程の記載事項については、以下のとおりとしている。

- | | | | |
|---|-----------------------------|----|-------------------------|
| 一 | 研修業務を行う時間及び休日に関する事項 | 八 | 登録研修教材に関する事項 |
| 二 | 研修業務を行う事務所に関する事項 | 九 | 修了試験の実施方法 |
| 三 | 旅程管理研修の日程及び公示方法に関する事項 | 十 | 修了証明書の交付及び再交付に関する事項 |
| 四 | 旅程管理研修の受講の申請に関する事項 | 十一 | 研修業務に関する秘密の保持に関する事項 |
| 五 | 旅程管理研修の実施方法に関する事項 | 十二 | 研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項 |
| 六 | 旅程管理研修に関する料金及びその収納の方法に関する事項 | 十三 | 不正な受講者の処分に関する事項 |
| 七 | 旅程管理研修の内容及び時間に関する事項 | 十四 | その他研修業務に関し必要な事項 |

7. 登録研修機関の休廃止について

- 登録研修機関が研修業務を休廃止する場合について、手続を国土交通省令で規定する。

新通訳案内士法

(業務の休廃止)

第四十二条 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

制度設計の方向性

登録研修機関が研修業務の休廃止する場合の手続については、旅行業法の事例（旅程管理研修を実施する登録研修機関）と同様にすることとしてはどうか。

参考：旅行業法

旅行業法において、登録研修機関が研修業務を休廃止する場合には、あらかじめ次の事項を記載した届出書を観光庁長官に提出することとしている。

- 一 休止又は廃止しようとする研修業務の範囲
- 二 研修業務を休止又は廃止しようとする日
- 三 研修業務を休止しようとする期間
- 四 研修業務を休止又は廃止しようとする理由

8. 財務諸表等の作成等について

- 登録研修機関が作成する財務諸表等について、研修受講者等が閲覧請求する場合の閲覧方法について、国土交通省令で必要事項を規定する。

新通訳案内士法

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十三条 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、五年間登録研修機関の事務所に備えて置かなければならない。

- 2 通訳案内研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

制度設計の方向性

上記「国土交通省令で定める事項」については、旅行業法の事例（旅程管理研修を実施する登録研修機関）と同様にすることとしてはどうか。

参考
旅行業法

(1) 旅行業法における登録研修機関の財務書証等の閲覧方法については、以下の通り定められている。

当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(2) 旅行業法における登録研修機関の財務書証等の電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法については、以下の通りとしている。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

9. 帳簿の取扱いについて

- 登録研修機関は、研修業務に関する帳簿を保存することとしており、その帳簿に記載する事項について規定する。

新通訳案内士法

(帳簿の記載)

第四十七条 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

制度設計の方向性

登録研修機関が備えるべき帳簿の取扱いについては、旅行業法の事例（旅程管理研修を実施する登録研修機関）と同様にすることとしてはどうか。

参考：旅行業法

旅行業法において、登録研修機関が備えるべき帳簿の取扱いについては、以下のとおりとしている。

○帳簿の記載事項

- 一 旅程管理研修の料金の収納に関する事項
- 二 旅程管理研修の受講申請の受理に関する事項
- 三 旅程管理研修の証明書の交付及び再交付に関する事項
- 四 その他旅程管理研修の実施状況に関する事項

○保存期間

登録研修機関は、帳簿を備え、研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

○その他

登録研修機関は、旅程管理研修に用いた登録研修教材並びに修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を旅程管理研修を実施した日から3年間保存しなければならない。

10. 登録研修の引継ぎについて

- 登録研修機関の休廃止によって登録を受けたものがなくなった場合には、観光庁長官が研修業務を行うことが可能となり、その場合の引き継ぎ方法について国土交通省令で規定する。

新通訳案内士法

(観光庁長官による研修業務の実施)

第五十条 観光庁長官は、第三十条第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十二条の規定による研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、**研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。**

2 観光庁長官が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における**研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。**

3 (略)

制度設計の方向性

観光庁長官が研修業務を引き継ぐ場合の取扱いについては、旅行業法の事例（旅程管理研修を実施する登録研修機関）と同様にすることとしてはどうか。

参考：旅行業法

旅行業法において、観光庁長官が研修業務を行う場合には、登録研修機関は以下の事項を行うこととしている。

- 一 研修業務を観光庁長官に引き継ぐこと。
- 二 研修業務に関する帳簿及び書類を観光庁長官に引き継ぐこと。
- 三 その他観光庁長官が必要と認める事項